

「週休2日制モデル工事」実施要領

令和6年4月1日
告示第65号
改正 令和6年7月11日告示第136号

(趣旨)

第1条 この告示は、4週8休を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 モデル工事は、香美市が発注する請負対象金額1,000万円以上（第6条に規定する経費補正前の額とする。）の次に掲げる工事（建築工事を除く。）を対象とする。ただし、現場施工が7日未満の工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む。）については対象外とする。

(1) 受注者希望型

発注者がモデル工事として定めた工事のうち、受注者がモデル工事の実施を希望する工事（第5条第1項に規定する特記仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者からモデル工事の実施について協議があり、適当と認めた場合を含む。）。

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(休工日の確保)

第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。

- 2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休もモデル工事として認めるものとする。
- 3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休もモデル工事として認めるものとする。

(実施方法)

第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）するものとする。

- 2 受注者希望型の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。
- 4 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）
- 5 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。
- 6 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面（電子メールを含む。）で提出するものとする。
- 7 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面（電子メールを含む。）により発注者に報告するものとする。
- 8 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
- 9 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

（経費の負担）

第6条 施工後、対象期間の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、別紙4に掲げる補正分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、4週8休（28.5%）に満たなかったもの、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、経費等の補正を行わない。

なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

（アンケート調査等）

第7条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（その他）

第8条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月11日告示第136号）

この告示は、令和6年7月11日から施行し、令和6年7月1日以後の「単価適用年月日」を用い積算業務に着手する工事から適用する。ただし、令和6年6月30日以前の「単価適用年月日」で積算する工事については、従前の例による。

別紙 1

第〇条 「週休 2 日制モデル工事」の実施について（受注者希望型）

本工事は、「週休 2 日制モデル工事」実施要領における「受注者希望型」の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

香美市役所ホームページ (<https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/8/>)

なお、発注時における労務費等の補正は実施せず、現場閉所の達成状況に応じて当該補正分を増額して変更契約を行うものとする。

市長	副市長	総務課長	課長	班長	係長	担当

工事条件変更等確認要求書

令和〇年〇月〇日

香美市長 様

(受注者)

印

建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名（工事番号）	〇〇工事
2 工事場所	香美市 〇〇町 〇〇
3 工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
4 変更事項	<p>建設工事請負契約書第18条第1項第4号による。</p> <p>具体的な事項（必要に応じて図面、写真を添付して説明すること）</p> <p>特記仕様書第●条の規定により「週休2日制モデル工事」を実施したいので、確認をお願いします。</p>

うえのことについては、次のとおり措置して下さい。

令和〇年〇月〇日

(受注者)

株式会社 〇〇建設
代表取締役 〇〇 〇〇 様

香美市長

印

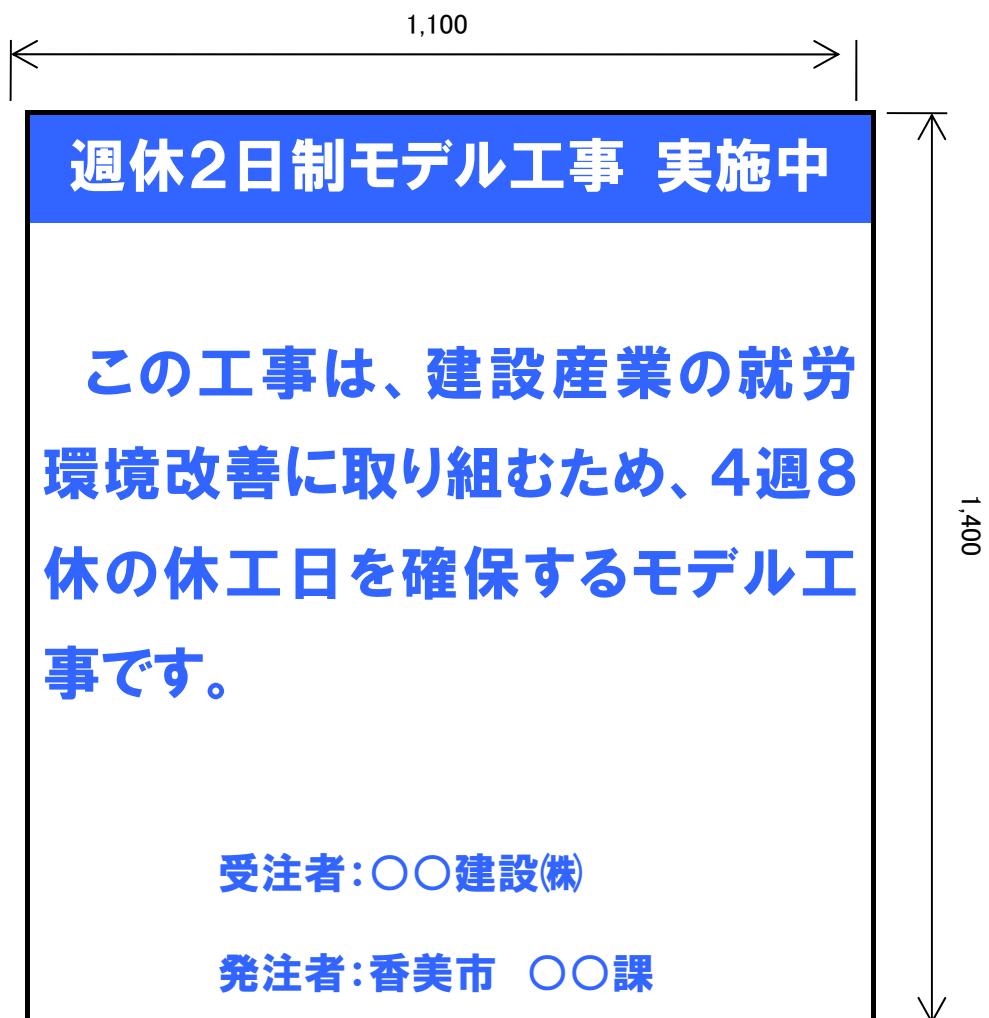
5 変更事項に対する措置方法（図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く）

上記事項について適切と認めますので、施工計画書提出時にモデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。

注 1 受注者は「4 変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。

2 監督職員は記入事項を確認のうえ「5 変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するもの
とする。

※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものでは
ない。

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

(土木工事)		補 正 係 数	
		【受注者希望型】 4週8休以上※2	
労務費※1		1.02	
機械経費（賃料）		1.02	
共通仮設費		1.02	
現場管理費		1.03	
市場単価 土木工事標準積算基準	鉄筋工	1.02	
	ガス圧接工	1.02	
	インターロッキングブロック工	設置	1.01
		撤去	1.02
	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00
		撤去	1.02
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00
		撤去	1.02
	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02
		撤去	1.02
	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
	防護柵設置工（落石防止網）		1.01
	道路標識設置工	設置	1.00
		撤去・移設	1.02
	道路付属物設置工	設置	1.01
		撤去	1.02
	法面工		1.01
	吹付杵工		1.01
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02
	道路植栽工	植樹	1.02
		剪定	1.02
	公園植栽工		1.02
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02

(土木工事)

		補正係数	
		【受注者希望型】 4週8休以上※2	
橋面防水工		1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	
グルーピング工		1.00	
軟弱地盤処理工		1.01	
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	
土木工事標準単価	区画線工	1.02	
	高視認性区画線工	1.02	
	橋梁塗装工	1.01	
	構造物とりこわし工	機械	1.02
		人力	1.02
	コンクリートブロック積工		1.02
	排水構造物工		1.02
	鋼製排水溝設置工		1.02
	表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01
		高所作業車	1.01
	表面含浸工	固定足場	1.02
		高所作業車	1.02
	連續繊維シート補強工	固定足場	1.02
		高所作業車	1.02
	剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02
		高所作業車	1.02
	漏水対策材設置工	固定足場	1.02
		高所作業車	1.02
	防草シート設置工		1.01
	紫外線硬化型 FRP シート 設置工 (ポリエスチル樹脂)	固定足場	1.01
		高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02	
バキュームblast工		1.01	
道路反射鏡設置工	設置	1.00	
	撤去	1.02	
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	
機械式継手工		1.02	

(土木工事)

補正係数	
【受注者希望型】 4週8休以上※2	
抵抗板付鋼製基礎工	1.02
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘 発目地設置工	1.01
FRP 製格子状パネル設置工	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）	1.02
支承金属容射工	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設 置工	1.02

※1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価（51職種）、船団長及び潜水世話役とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週8休以上：現場閉所率 28.5%以上

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100（%）

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

(港湾工事)		補 正 係 数	
市場単価 港湾請負工事積算基準()	【受注者希望型】 4週8休以上※2		
	労務費※1	1.04	
	機械経費（賃料）	1.02	
	共通仮設費	1.03	
	現場管理費	1.05	
	底面工	1.03	
	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	
	支保工	1.04	
	足場工	1.02	
	鉄筋工	1.04	
	吊鉄筋工	1.04	
	型枠工	1.03	
	コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.04
		ポンプ車打設以外	1.04
	止水板工	1.04	
	上蓋工	1.04	
	伸縮目地工	1.02	
	係船柱取付	1.04	
	防舷材取付	1.04	
	車止・縁金物取付	1.04	
	係船柱撤去	1.04	
	防舷材撤去	1.04	
	車止撤去	1.04	
	電気防食取付	1.04	
	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04	
	防砂目地板取付工（水中施工）	1.03	
	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.03	
	港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.03	
	ペトロラタム被覆	1.04	

(港湾工事)

補正係数		
【受注者希望型】 4週8休以上※2		
現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.04	
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04	
かき落とし工	1.04	
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03	
汚濁防止枠設置・撤去	1.02	
灯浮標設置・撤去	1.03	
汚濁防止膜 保守管理	海上目視点検作業船あり・水 中目視点検	1.01
	海上目視点検作業船なし	1.04
異形ブロック製作	型枠工	1.04
	コンクリート打設工	1.04
	給熱養生	1.03

※1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価(51職種)、船団長及び潜水世話役とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週8休以上：現場閉所率 28.5%以上

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率=対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100 (%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

【参考：公共工事設計労務単価（51 職種）】

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根・ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B